

野外焼却はやめましょう!!

廃棄物（ごみ）の野外焼却は廃棄物処理法により禁止されています。
違反した場合には罰則が科せられます。



■禁止されているごみの「野外焼却」の例

- ・家の庭先等でごみを焼却する
- ・ドラム缶を使用してごみを焼却する
- ・ロック囲いでごみを焼却する
- ・地面に穴を掘ってごみを焼却する
- ・法基準を満たしていない家庭用小型焼却炉でごみを焼却する

■野外焼却禁止の例外

公益上もしくは社会の慣習上やむを得ない又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である場合は、例外として認められています。

○ 農林業を営むためにやむを得ないもの（焼き畑、畔草や下枝の焼却等）

○ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる軽微なもの（落ち葉焚き等）

※プラスチック類の焼却等、生活環境に影響を与える焼却行為は例外とはなりません。

※例外であっても、住宅地に近い場所などでの焼却行為は近所の迷惑になることがありますので、十分な配慮が必要です。（洗濯物に臭いが付く、窓が開けられないなど）

●問合せ 市民生活課生活環境係 Tel.75-4972

あなたもふかふか布団にしませんか

市では、寝具の衛生管理が困難な高齢者の方等を対象に、寝具の洗濯・乾燥・消毒サービス事業を行います。なお、市内の指定業者が回収及び納品します。

■対象者 寝具の衛生管理ができない方で、下記のいずれかに該当する方

①65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯

②老衰、身体の障害または疾病等の理由により寝たきりの状態の方

■利用料金（※申込み時に支払いをお願いします。）

- ・寝具2点（掛布団、敷布団） 600円
- ・寝具3点（掛布団、敷布団、毛布） 650円
- ・寝具4点（マットレス、ベットパット、掛布団、毛布） 800円
- ・代替寝具利用 400円

■受付期間 10月2日（月）～18日（水）

※印鑑が必要です。

※申請書は、うきは市ホームページからダウンロードすることができます。



■注意事項

- ・シルク、ムートン素材のものは利用できません。
- ・利用者本人の寝具のみが対象となります。
- ・布団のセット内容やサイズによっては、料金が追加で発生する場合があります。

●申請・問合せ

保健課介護・高齢者支援係（西別館）Tel.75-4960

浮羽市民課（うきは市民センター2階）Tel.77-2112